

平成28年第2回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年2月2日(火)

午前9時30分

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第1号 物損事故に係る損害賠償額の決定について
議案第2号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案
議案第3号 弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案
議案第4号 弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案
議案第5号 弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案
議案第6号 指定管理者の指定について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長兼博物館長 柴田 幸博、教育政策課長 鳴海 誠、学校教育推進監兼学校教育改革室長 櫛引 健、学校企画課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 鈴木 卓治、文化財課長 三上 敏彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、博物館長補佐 竹内 勇造

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午前9時30分 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に5番一戸由佳委員と2番前田幸子委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が6件となっております。

・議案第1号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第1号物損事故に係る損害賠償額の決定について、事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長(宇庭芳宏) 議案第1号物損事故に係る損害賠償額の決定について説明いたします。

提案理由は、裾野小学校屋外運動場整備予定地から砂塵が飛散し、隣接するりんご園地に損傷を与えた事案について、損害賠償額を決定するため、市長に申し出するものであります。

事故の概要は、平成27年5月23日未明、強風により裾野小学校屋外運動場整備予定地の砂塵が飛散し、隣接する相手方園地のりんご果実に無数の傷がついたものであります。

損害賠償の額は、58万8075円となっております。

状況について補足説明いたしますので、本日配付いたしました資料をご覧ください。

1枚目は平面図となっております。中央下が屋外運動場整備地であり、その東側の隣接する部分が被害にあたりりんご園地であります。

2枚目は写真となっております。地勢としてりんご園地に向けて緩やかな下り傾斜となっており、高低差があります。茶色くなっている部分は、飛散した砂塵等によって草が覆われたものになりますので、被害の状況が分かるかと思っております。

損害賠償額の算定につきましては、減収になった金額を被害額としておりますので、今年産の実績が出た段階で、前年度の実績との比較を持って損害賠償額を算出したところであります。

なお、この損害賠償額につきましては、相手方と相談をした結果であります。

以上です。

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番(前田幸子委員) この頃のりんごは、実の段階ですか。また、このりんごは有袋ですか。

○学校企画課長(宇庭芳宏) この頃のりんごは、幼果と言ひ、ピンポン玉くらいの小さな柔らかい状態の果実であります。

また、ここの栽培地では、有袋と無袋のふじを栽培しております。

○2番（前田幸子委員） 損害賠償額は、りんごを出荷してから算出したということですが、非常に長い期間かかりましたね。

○学校企画課長（宇庭芳宏） 一見して被害が明らかなものは、成熟しても販売に適さないため摘果しております。その分は収量の減という形で被害額を算出しております。例えば、去年100箱出荷できたが70箱しか出荷できないということになりますと、30%の収量の減ということになります。

また、出荷しても表面の傷等で価格が低くなり、傷がなければもっと良い価格であったというものについては、その差額を被害額として算出しております。

○1番（九戸眞樹委員） ここにフェンスはできるのですか。

○学校企画課長（宇庭芳宏） 被害があった後、仮フェンスを設けております。整備工事が終わりましたら、防塵効果の高いネット等を設置していきたいと考えております。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第1号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第1号は原案どおり可決されました。

・議案第2号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第2号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（三上敏彦） 議案第2号弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由は、東照宮本殿を設置するなど、所要の改正をしようとするものであります。

新旧対照表をご覧ください。

弘前市文化財施設条例第3条の規定であります。名称を「東照宮本殿」、位置として「弘前市大字笹森町38番地2」を表に加えるものであります。

また、第11条第1項第2号中「旧笹森家住宅」の次に「及び東照宮本殿」を加えるものであります。

さらに、第17条中「旧弘前市立図書館」の次に「及び東照宮本殿」を加えるものであります。

最後に、第18条第2項中「市長」を「委員会」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。ただし、第18条第2項の改正規定は、交付の日から施行するものであります。

なお、参考資料1は、現在施工中の「環境整備工事」の計画平面図となり、参考資料2は、平成25年度「本殿保存修理工事」の屋根こけら葺き状況及び工事完了状況で

あります。

以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 第11条第1項第2号に文化財施設内で飲食できない規定がありますが、東照宮本殿で飲食しないという文章は合わないと思います。敷地内であれば考えられます。

○文化財課長（三上敏彦） 本殿と広場を合わせて文化財施設となります。これから広場にあずまやも整備していきますので、そういう意味で除くという表記にしております。

○2番（前田幸子委員） 東照宮本殿ではなく東照宮敷地内という表記にはできないのですか。

○文化財課長（三上敏彦） 一体として捉えた文化財施設の表記となります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第2号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

・議案第3号～第5号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第3号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案について、議案第4号 弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案について、議案第5号 弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案についての以上3件は、いずれも障がい者の観覧料の無料化に関するものであり、関連がありますので、一括して審査に供したいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。

それでは、議案第3号から第5号まで続けて事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（鈴木卓治） 議案第3号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由は、中央公民館が所管するプラネタリウムの観覧料について、障がい者福祉の観点から、市外居住の障がい者の観覧料を無料対応とするため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容について説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

使用料等の免除について定めた第12条第2項第2号中「のうち市内に住所を有するもの」を削ります。

次に、附則として施行期日を、平成28年4月1日とするものであります。

○弘前図書館長兼郷土文学館長（伊藤文彦） 議案第4号弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由は、弘前市立郷土文学館の観覧料について、障がい者福祉の観点から、市外居住の障がい者の観覧料を無料対応とするため、所要の改正をしようとするものがあります。

改正内容について説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

観覧料について定めた第5条第1項第2号中「のうち市内に住所を有するもの」を削ります。

次に、附則として施行期日を、平成28年4月1日とするものであります。

○博物館長補佐（竹内勇造） 議案第5号弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

提案理由は、弘前市立博物館の観覧料について、障がい者福祉の観点から、市外居住の障がい者の観覧料を無料対応とするため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容について説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

観覧料について定めた第13条第1項第2号中「のうち市内に住所を有するもの」を削ります。

次に、附則として施行期日を、平成28年4月1日とするものであります。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの議案第3号から第5号に対しましてご質疑等ございませんか。

○2番（前田幸子委員） 無料対応とするのは賛成です。市内の方だけではなく、市外の方も含め平等に扱うということは大切なことだと思います。しかし、以前、一戸委員と観覧料を無料にすること自体に疑問を感じると話したことがあります。健常である人達と障がいを持った人達が同等であるということを考えれば、無料化することが逆に差別をしているのではないかという考え方もあるということです。今後の課題としてどういう風な方向に持っていくのかということ。すぐ結論を出せということではありませんが、考えていく必要があると思います。

次に、3施設の条例改正案が提出されましたが、他にまだやられていない施設があるのか。もしあるのであれば、いつ頃から順次やっていくのか。

○教育部長兼博物館長（柴田幸博） まず一点目のご質問であります。市内の公共施設全てが同様の規定となっておりますので、今後、市の考え方を整理していく必要があるのであれば、統一決定がなされるかと思えます。

○生涯学習課長（鈴木卓治） 生涯学習課において所管している施設で残っているところはあります。

○2番（前田幸子委員） 鳴海要記念陶房館は指定管理であるから違うのですか。

○教育部長兼博物館長（柴田幸博） 鳴海要記念陶房館には同規定がありません。統一決定がなされるのであれば、新たに規定を設けることになるかと思えます。

○2番（前田幸子委員） 市内全ての施設を検討していただきたいと思えます。

○5番（一戸由佳委員） 障がい者福祉の観点というひとくくりでいつも議論されていますが、そもそも障がい者福祉の観点から無料にすることが、配慮していることになる

のか、いつもすごく疑問に思っています。

これからの世の中の流れを考えると、合理的な配慮を十分にして、どのような障がいがあっても障がいのない人と同じように、見たり体験したり出来るための配慮をするためにお金をかけたうえで、有料にさせていただくことが将来的には必要になっていくと思います。

無料にしていることの意味が弱く、無料にすることで障がい者の方達が沢山行くかということ、いろいろなバリアがあって入れない方もいます。体験できない方もいます。確かに全国的に公共の施設が無料化されています。無料にすることで、障がい者に対して配慮していますよというような表現の仕方ではなく、障がいある人でも施設を訪れて利用することができるような方向にしていかなければならないと思います。

弘前市として、障がい者に対してどのような配慮をしていくべきなのかということも、もっと議論され進んでいってほしいと感じます。

また、生活保護を受給されていて子どもがたくさんいる方は、見せたくてもお金がかかるので施設に入れないとか、体験させるのが難しいということがあるかと思えます。市内の子どもであれば無料などの対応は出来ていると思いますが、市外から来た子どもが多い世帯にも配慮していただきたいと思えます。

障がい者の親として、障がい者だけがどうしていつも優遇されるのか疑問があるところでもあります。全てを否定するわけではありませんが、これから考えていかなければならないことだと思います。

- 1番(九戸眞樹委員) この時期に、このような話が出てきた経緯が何かありますか。
- 教育部長兼博物館長(柴田幸博) 弘前公園の入場料がスタートであります。市長部局から、弘前公園周辺の施設における市外住所要件の方の入場料を撤廃する必要があるだろうという話があったものです。
- 1番(九戸眞樹委員) 無料にして優遇するという考え方と、施設をきちんと整備して誰でも普通に使える施設にしていくという考え方は、価値観がそれぞれ違うと思えます。弘前市の考え方として、より広範で時代に即したものをこれから考えていく必要があると思えますので、そのためにもっと議論を深めていく必要があると思えます。今回はこの3施設について、市内・市外を問わず障がい者の方を無料にするという条例案について確認いたしました。
- 委員長(九戸眞樹委員) 他にご質疑等はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 委員長(九戸眞樹委員) 採決は、それぞれ1件ずつ行います。
まず、議案第3号を可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認めます。よって議案第3号は原案どおり可決されました。
次に、議案第4号を可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

・議案第6号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第6号指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

○博物館長補佐（竹内勇造） 議案第6号指定管理者の指定について説明いたします。

提案理由は、鳴海要記念陶房館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、下記のとおり市長に送付しようとするものであります。

管理を行わせる施設の名称は、鳴海要記念陶房館であります。指定管理者となる団体の名称は、一般財団法人岩木振興公社であります。指定の期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2か年間であります。

鳴海要記念陶房館は、平成15年に開設され、設置の目的は「りんご釉の陶芸家として東北地方を代表する故鳴海要氏の工房を保全するとともに、その作品の収集、保全、研究、展示等を行い、市民の地域文化の継承及び生涯学習意欲の向上を図るとともに、地域における市民の交流及びふれあいを促進する」というものであります。

開館当初から岩木振興公社に管理運営業務を委託し、また、合併後は指定管理者として委託してまいりました。今年度は、平成26年度から27年度までの2年間の委託期間の最終年度であり、今年度中に来年度以降の指定管理者を選定する必要があります。これまで一般財団法人岩木振興公社が鳴海要記念陶房館の管理運営を円滑に実施してきた実績を踏まえ、また、市の「指定管理者制度の導入に係る方針」第6の④「施設の管理のみでなく、市の施策の推進に向けて市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められる場合」に該当するという理由で一者指名しようとするものであります。

なお、1月25日の弘前市指定管理者選定等審議会教育委員会小委員会におきましては、100点満点換算で84.2点という高い評価を得ており、1月27日の弘前市指定管理者選定等審議会会議においては、一般財団法人岩木振興公社を指定管理者候補者とすることで決定しております。

以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 一般財団法人岩木振興公社以外に考えられるところはありますか。

○博物館長補佐（竹内勇造） 実際展示してあります故鳴海要氏の作品の7割を所蔵され

ているご夫人と、鳴海要記念陶房館において展示会や市民ギャラリーをやられている故鳴海要氏の教えを受けた方々とは、長い繋がりがあり、いきなり他の指定管理者になることで、ご夫人との関係が上手くいくかは不透明であります。やはり管理運営を12年間やられてきた関係がありますので、他団体は現在のところ考えられません。

- 2番（前田幸子委員） 岩木振興公社が指定管理をしている他の施設はありますか。
- 博物館長補佐（竹内勇造） アソベの森いわき荘や岩木山総合公園があります。
- 1番（九戸眞樹委員） 個人の記念館は飽きられたり、忘れられたりしますが、最近は絵画やクラフトの展覧会など随分やられているようです。やはりその方々の努力がそういうところに見えてきていると思います。
- 博物館長補佐（竹内勇造） 平成25年度と平成26年度を比べますと、入館者が1,300名ほど増えております。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第6号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成28年第2回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午前10時04分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 一 戸 由 佳

署名者 前 田 幸 子